平成２６年（フ）第７３０７号
東京都大田区大森西１丁目１―８―403
破産者　藤長　紀子
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４５１号
東京都練馬区東大泉４丁目25―34―304
破産者　和田　　勝
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４７１号
東京都豊島区駒込７丁目15―４―208
破産者　関　　邦英
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４７３号
埼玉県越谷市七左町４丁目44―４
破産者　鈴木　康裕
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５０５号
東京都中野区江原町３丁目19―２―105
破産者　今村　江里
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５３８号
東京都大田区上池台２丁目２―５
破産者　竹内　文善
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５４３号
東京都日野市大坂上３丁目11―１　都営日野大坂上３丁目アパート７―107
破産者　長江　玉置
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５４４号
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台２丁目226　サンＣ104
破産者　加藤　航一
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５９２号
東京都新宿区新宿７丁目26―40―703
破産者　星野　光広
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２９号
栃木県宇都宮市泉が丘４丁目４番３号　今泉市営住宅３号棟14号室
破産者　吉澤　久夫
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６０号
栃木県栃木市藤岡町大前1260番地11
破産者　合資会社エムステージ
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６１号
栃木県栃木市藤岡町大前4821番地４　リッチモンドＡ101、前住所栃木県栃木市藤岡町大前4821番地４　リッチモンドＡ201
破産者　清水　弘己
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６２号
栃木県栃木市藤岡町大前4821番地４　リッチモンドＡ201、前住所栃木県栃木市藤岡町大前4823番地14
破産者　根本芽々こと根本圭瑞こと清水芽々こと　清水　圭瑞
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２７０６号
東京都稲城市矢野口2825―18　エポックＩ102、開始決定時の住所東京都福生市大字福生2213―１―511
破産者　宮崎　淳一
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８８９号
東京都墨田区石原２丁目22番８、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区石原３丁目30番11号
破産者　株式会社丸巳繊維
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８９０号
秋田県横手市金沢中野字物見95番地１
破産者　株式会社エムファクトリィ
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８９１号
秋田県横手市金沢中野字物見95番地の１
破産者　株式会社秋田丸巳繊維
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８９２号
東京都墨田区東駒形３丁目14番９―302号　小林方、住民票上の住所千葉県市川市本北方３丁目12―20
破産者　渡辺　勝之
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７４３号
東京都江東区東雲１丁目８番９号
破産者　有限会社毛利組
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７４４号
東京都江戸川区東葛西８丁目40―15　第５サヨネビル106、開始決定時の住所東京都江東区東砂３丁目13―１―202
破産者　小畑　友香（旧姓毛利）
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７４５号
東京都江東区東砂３丁目17―３―103
破産者　毛利　有希
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部